

陳情第161号	受理年月日	令和5年6月16日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	まさに盗人に追い銭、区域区分見直し候補地修正案の撤回・破棄、及び都市計画行政の改革について	
要旨	<p>区域区分見直しの市民周知は実質令和2年11月の八幡東区説明会から始まった。市は、平成30年7月に起こった門司区奥田地区の土砂災害を例に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定された斜面地がいかに危険かを出席者に強調し、区域区分見直しで市街化区域の斜面地を市街化調整区域に変更することを説明した。出席者は皆我が身を振り返り恐怖し、生活に不安を感じたはずである。</p> <p>市は基本方針の説明で、①本市では、災害に強くコンパクトなまちづくりを進めるため、市街化区域内の災害リスクの高い地域などを、市街化調整区域へ見直す。見直し地域は、長い時間をかけて緩やかに無居住化していく。②見直し地域では、おおむね30年後を目途に、緩やかに無居住化及び更地化(緑地化)。③現在の居住者は、現状のまま居住を継続することは可能であり、住み替えを積極的に促進するものではない、と説明した。</p> <p>出席者からの移転補償など市の補助はどうなるのかという質問に、市は市街化調整区域になっても土地の利用は可能で住み替えを強制するものではないため移転補償などは考えていないと回答し、その場が紛糾した。</p> <p>その後は厳しい質問が相次ぎ、市側はなぜ自分たちがこんなに責め立てられなければならないのかと不満を呈する始末であった。</p> <p>また、30年後まで危険な状態で暮らしてもよいと言うのか、そもそも30年後を言うのは今いる人間が死んでしまうのを待つと言うことではないか、市は本当にやる気はあるのかと困惑しいぶかしがる意見も出た。</p> <p>出席者は市の説明を聞いて、生涯をかけて築いてきた生活や財産がいかにもろくも傷つけられたかを嘆いた。この日から日々の生活・将来への不安、家族関係や財産相続のあつれきにさいなまれる毎日を過ごすことになった。</p>	

(続 く)

こうした市民の阿鼻叫喚の事態とは裏腹に、当初案の逆線引き対象区域面積約1,157ヘクタールでさえ市にとっては市街化調整区域になれば都市計画行政に都合がよいというだけであり、反対され面積が減っても実害はなく、あるとすればメンツが傷つく程度のものである。

私は市の局長に「どうせ最初は広い面積をふっかけておいて後で減らしてみせるのでは」と問いただすと「邪推だ」とにべもない返答が返ってきた。同局長が今の約298ヘクタールに縮小した案、しかも人の住まない土地ばかりの見直し候補地修正案についてどう思うだろうか。私は現状が泥棒に追い銭状態だと表現したい。本当に斜面地に暮らす市民の生命財産を守るために逆線引きが必要になるのなら説明会で上記①～③の説明などあり得ない。

市が関係市民の納得が得られるはずがない逆線引きについて財産権の侵害を提起されると公共の福祉に適合し財産権の侵害には当たらないと反論した。思うにこれは的外れで都市計画決定されて初めて言えることで、関係市民ともめて面積を縮小してももともと失うもののない行政にとっていかばかりでも残れば丸もうけでしかない。

市民視点からは、今の市は信用できない十分な根拠がある。前市長が議会で答弁した言葉だけの反省や教訓だけでは、不安で安心できず信頼ならないのである。

今回と同じように社会不安をじゃっ起する行政が繰り返される。また自分の世代であるか、なくても次の世代でまた起こるのではないか。

市行政が、市民の安心・信頼を勝ち得て、本市行政のあるべき道をたどれるかの試金石が区域区分見直し施策のリセットであって、この行政施策の不可欠な結末である。

ついでには、上記について議論、賢察して、市長及び執行部に対して見直し候補地修正案の撤回・破棄(区域区分見直しの白紙撤回)を求め都市計画行政の改革を断行していただきたい。